

地方裁量型認定こども園指導監査

監査当日は、下記点検事項について確認できる書類等を御準備ください。

(1) 施設運営

点検事項	根拠法令等
資格証(写)	認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第三
勤務割表	認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第二の一
研修計画	認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第六の四
自己評価、外部評価等	認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第八の六
サービス内容の掲示(入園のしおり等)	認可外保育施設指導監督基準 第8(1)
利用者へ交付する契約書	認可外保育施設指導監督基準 第8(2)
監査日時点の児童の満年齢毎の人数が分かる資料(※保育室毎)	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例第3条第1項、第7条第2項、第7条第3項、第8条第2項 認可外保育施設指導監督基準第1、第2

(2) 安全対策

点検事項	根拠法令等
危険等発生時対処要領(マニュアル)	宮崎県認定こども園の認可・認定基準に関する条例等の施行について第1の二の5 ※災害や事故発生時にとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(マニュアル)
避難及び消火訓練	認可外保育施設指導監督基準 第3(2)
施設平面図(消火器・非常口の位置)	認可外保育施設指導監督基準 第2の1、第3(1)
消防計画書(児童と職員合わせて30名以上在籍する施設のみ)	認可外保育施設指導監督基準 第3(2) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付通知 別表(評価基準)第3の1(2)
防火管理者の選任届(児童と職員合わせて30名以上在籍する施設のみ)	認可外保育施設指導監督基準 第3(2) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付通知 別表(評価基準)第3の1(2)
事故等発生時の対応	特定教育・保育施設等における事故の報告等について(通知)
加入している保険や共済制度の証書	認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第八の五
安全計画	認可外保育施設指導監督基準 第7(8)

(3) 保健衛生

点検事項	根拠法令等
認定こども園安全計画	宮崎県認定こども園の認可・認定基準に関する条例等の施行について第1の二の5 ※子どもの健康増進、疾病等への対応、衛生管理、事故防止及び安全対策などについての計画
子どもの健康診断	認可外保育施設指導監督基準 第7(3)
職員の健康診断	認可外保育施設指導監督基準 第7(4)
発育チェックの記録簿	認可外保育施設指導監督基準 第7(2)

(4) 教育・保育

点検事項	根拠法令等
教育及び保育の全体的な計画	認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第五の三
教育及び保育の指導計画	認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第五の三
保育日誌	認可外保育施設指導監督基準 第5(1)
連絡帳	認可外保育施設指導監督基準 第5(3)
保護者、職員の緊急連絡表	認可外保育施設指導監督基準 第5(3)
児童票	認可外保育施設指導監督基準 第9
出席簿	認可外保育施設指導監督基準 第9
指導要録	認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第五の六の3

(5) 食事の提供

点検事項	根拠法令等
献立表	多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則第4条(1)
栄養給与状況報告書	多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則第3条
給食関係の帳簿(給食日誌等)	多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則第4条(2)
職員の検便	認可外保育施設指導監督基準 第7(4)
※調理業務を委託している場合 委託契約書	認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第四の七

(6) 職員の定着促進・労働条件に関する事項

点検事項	根拠法令等
労働者名簿	認可外保育施設指導監督基準 第9
労働条件通知書(雇用契約書)	認可外保育施設指導監督基準 第9
履歴書	認可外保育施設指導監督基準 第9
給与台帳	認可外保育施設指導監督基準 第9